

阿蘇山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



阿蘇山中岳火口 南東上空から撮影 陸上自衛隊の協力による

■阿蘇山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難。

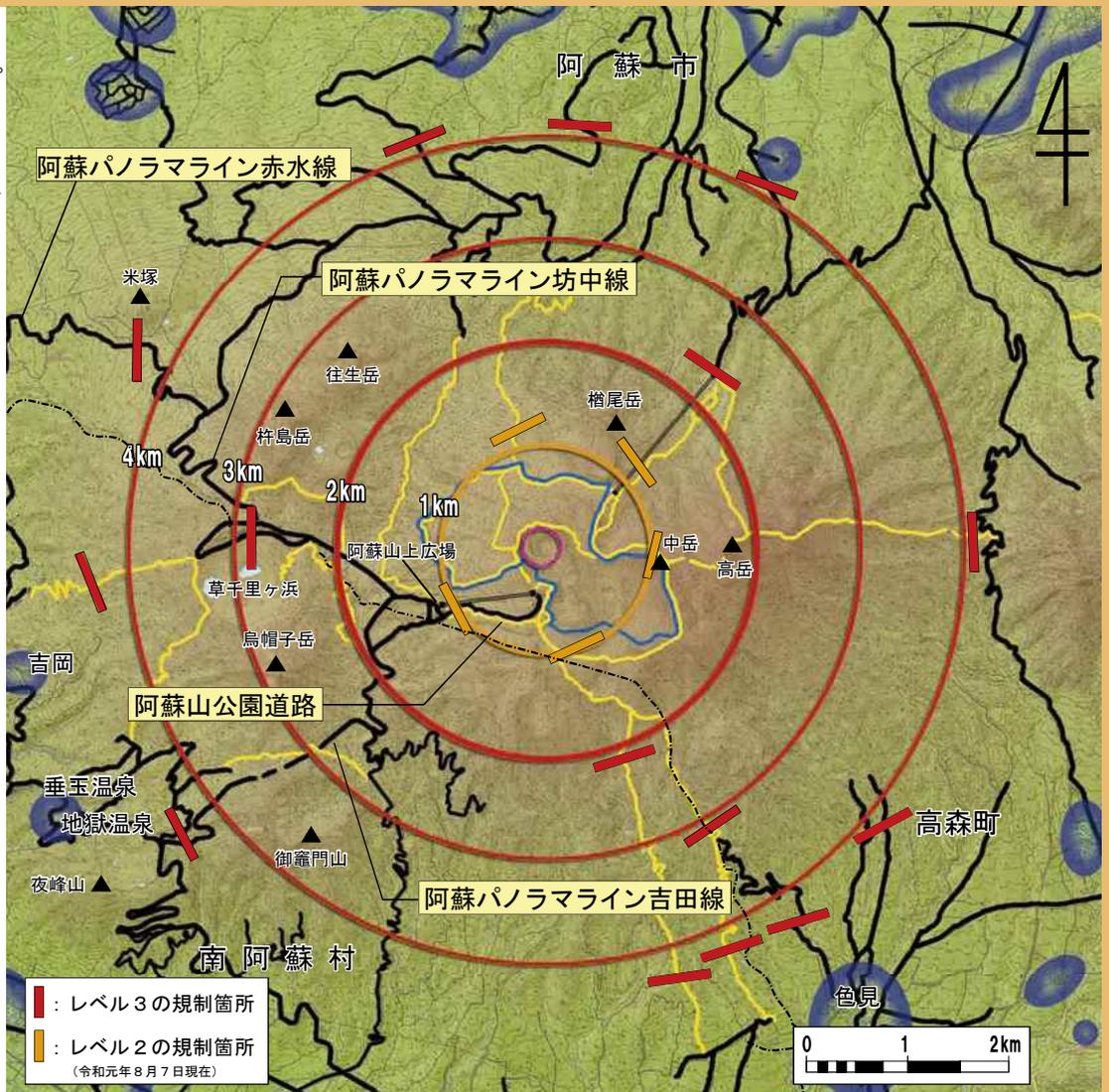
レベル4（高齢者等避難）：
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。

レベル3（入山規制）：
火口から概ね2km以内立入禁止。
規制範囲は居住地域付近（概ね4km）まで活動状況により変更。
○の範囲内。
・中岳・高岳への登山道の立入禁止
・阿蘇パノラマライン坊中線と吉田線の合流点から立入禁止

レベル2（火口周辺規制）：
火口から概ね1km以内の立入禁止 ○の範囲内
・火口から概ね1km以内の立入禁止
・阿蘇山公園道路は利用できません

レベル1（活火山であることに留意）：
火口内等常時立入禁止。
○の範囲内。

- 一般道
- 登山道
- ：中岳第一火口
- ：居住区域



この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ（標高）およびカシミール3Dを使用して作成しています。

- この図は、熊本県による阿蘇山火山防災マップをもとに、阿蘇火山防災会議協議会及び地元自治体と調整して作成しています。
- 各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については阿蘇市、高森町、南阿蘇村にお問い合わせください。

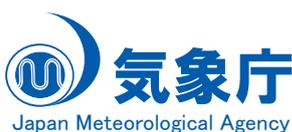
福岡管区气象台 地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3601 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>

■熊本地方气象台 TEL: 096-352-7740
<https://www.data.jma.go.jp/kumamoto/>

■阿蘇山火山防災連絡事務所 TEL: 0967-22-3312
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/fukuoka/rovdm/Asosan_rovdm/Asosan_rovdm.html

問い合わせ先



阿蘇山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 過去事例 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ●火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される。 噴石飛散の過去事例 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山者は火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ●小噴火の発生が予想される。 過去事例 2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂千里ヶ浜で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。